

# 第3次取りまとめ以降の動き

---

デジタル時代における放送制度の  
在り方に関する検討会

令和7年4月25日

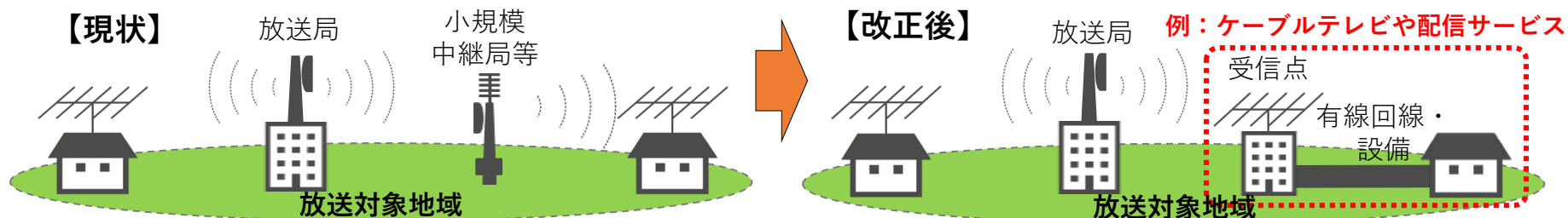
- 2024.11 ● 兵庫県知事選挙
- 2024.12 ● A M局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針改定
- 「日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議」意見の整理
- (株)日本ブロードキャストネットワーク設立
- 2025.1 ● 第217回通常国会
- 2025.2 ● 「広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム」開催
- 2025.3 ● 「放送・配信コンテンツ産業戦略検討チーム」開催
- 放送開始100周年
- (株)フジテレビジョン等第三者委員会調査報告書公表
- 2025.4 ● N H K 令和7年度暫定予算認可、予算承認
- F Y C S ホールディングス(株)設立
- (株)フジテレビジョン等に対する行政指導
- F M 放送用周波数拡充(電波監理審議会答申)
- 電波法・放送法改正



第100回放送記念日記念式典

## 中継局を廃止する際の受信者保護規律の整備（放送法）

- 地上波の基幹放送事業者が中継局を廃止する際には、放送番組を引き続き視聴できるようにするための措置（例：ケーブルテレビや配信サービス）を講じる努力義務を課す。
- 上記の措置を講じようとするときは、当該措置の内容を公表する義務を課す。



## 電波利用料制度の見直し（電波法）

- 電波が逼迫している現状や令和6年能登半島地震での課題等に対応するため、使途の見直しを実施。
- 例えば、特定周波数変更対策業務（周波数割当計画等の変更に伴って周波数を変更する場合に行われる無線設備の変更工事に要する費用について給付金の支給等を行う業務）の対象に周波数を共同利用する場合を加えるとともに、無線設備の代替有線設備（無線設備の機能を有線通信により代替する設備）への変更工事に要する費用への給付金の支給等を可能とする。

（想定例）放送の中継局を廃止して有線設備に代替する場合等

※その他、無線局の免許状等のデジタル化等

※ 下線は今回の改正法による改正箇所。

## ■放送法（昭和25年法律第132号）（抄）

（基幹放送の受信等に係る事業者の責務）

第九十二条 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。次項において同じ。）は、その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域において、当該基幹放送があまねく受信できるように努めるものとする。

**2 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、地域の人口の著しい減少その他の理由により中継地上基幹放送局をやむを得ず廃止するときは、当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信することができなくなる地域において、当該基幹放送に係る放送番組を引き続き視聴することができるようにするための措置を講ずるように努めるものとする。**

（基幹放送の休止及び廃止に関する公表）

第一百条の二 基幹放送事業者（第一百四十七条第一項に規定する有料放送事業者を除く。）は、その基幹放送を休止し、又はその基幹放送の業務若しくはその基幹放送局を廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。ただし、基幹放送を継続して休止しようとする時間が二十四時間を超えない範囲内で総務省令で定める時間以内である場合その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

**2 地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、当該基幹放送事業者又は当該基幹放送事業者と第一百七十七条第一項に規定する放送局設備供給契約を締結する基幹放送局提供事業者が第九十二条第二項の措置を講じようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該措置の内容を公表しなければならない。**

### 【参考】

（業務）

第二十条 （略）

2～4 （略）

6 協会は、第一項第一号の業務を行うに当たっては、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、**他の特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者**（電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。次項において同じ。）が**第九十二条の責務にのっとり講ずる措置**の円滑な実施に必要な協力をしなければならない。

7 協会は、他の特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者から、前項の協力の具体的な内容に関する協議の求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き、当該協議に応じなければならない。

8～13 （略）

第20条（NHKの業務に係る規定）の改正はないが、NHKの協力義務の対象（民間放送事業者が「**第九十二条の責務にのっとり講ずる措置**の円滑な実施」）に、今回新設される努力義務に基づく措置（中継局を廃止する際に放送番組を引き続き視聴することができるようにするための措置）も含まれることとなる。

- ラジオ事業者の厳しい経営状況を踏まえ、**2023年11月の再免許時に、ラジオ事業者が、経営判断として運営負担の大きいAM局を休止し、負担の小さいFM局に転換した場合の影響を検証**するため、特例措置（※）を設けた。

※ 当該特例措置の内容やその要件、手続等を示す「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針」を2023年3月9日に公表し、13者34局が特例措置を受けて休止。（2025年1月31日までの休止を予定していたが、インターネット配信サービスによるカバーも考慮した検証を行う観点から休止期間を2026年9月30日まで延長）

- 第3次取りまとめを踏まえ**2024年12月、再度の特例措置における要件の緩和等を行う改定を実施。**

## 1. 特例措置の効果

ラジオ事業者が、**6か月以上の期間AM局の運用休止を行っても、免許取消事由に該当しないものとする。**

## 2. 主な要件

- 1) AM局を運用休止しても、**放送エリアを最大限維持できるように努める**こと。（※）

※ AM・FM・CATVによるカバーが地理的・地形的特性、経済合理性などの観点から一部の地域において困難な場合、radiko等のインターネット配信サービスによるカバーを考慮が可能。

- 2) 運用休止日の遅くとも3か月前から、**住民への周知広報**を行うとともに、**問合せ窓口を設置**すること。

- 3) AM局の運用休止による**住民及び経営への影響等を検証**の上、**報告書を作成し、総務省に提出**すること。

## 3. 適用期間

以下2回の適用期間（休止期間）を設ける。

- ①適用期間：2023年11月1日～2025年1月31日

**運用休止：2024年2月1日以降に開始し、適用期間内に終了** ⇒結果は次ページ

- ②適用期間：2025年9月1日～2026年10月31日

**運用休止：2025年12月1日以降に開始し、2026年9月30日までに終了**

## 4. 今後の総務省の対応

2028年の一斉再免許までに必要となる制度整備に先行し、特例措置の適用を受けて運用休止を行ったAM中継局について、再度の特例措置の適用期間が終了後、AM局廃止が可能となるような制度整備等を行う。

（第3次取りまとめ抜粋）

世帯・エリアカバー率の算出に当たり聴取の実態を反映してradiko等のラジオ番組のインターネット配信を考慮することを含めて、要件を緩和することが適当である。

（第3次取りまとめ抜粋）

特例措置の実施状況等も踏まえて制度面でFM転換を可能とすることとし、FM転換に向けてまずはAM局廃止から段階的に取り組むことを可能とすることが適当である。

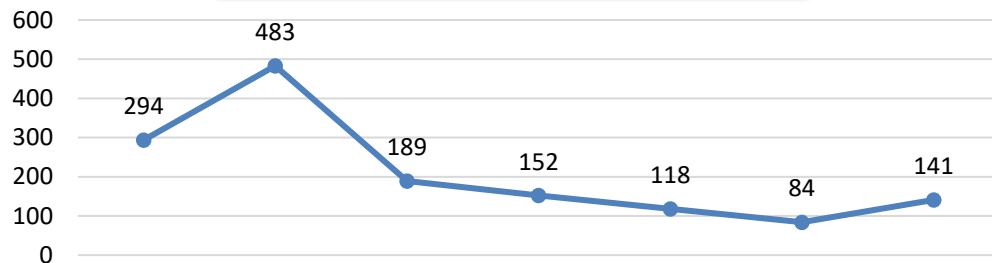


- AM局の運用休止（特例期間：2024年2月1日～2025年1月31日）を行った13社34局の報告書の結果概要は以下のとおり。

## 住民・地方公共団体等の認知・理解

### 休止事業者に寄せられた問合せ件数

※13社の合計



休止前 休止から1ヵ月 休止から2ヵ月 休止から3ヵ月 休止から4ヵ月 休止から5ヵ月 休止から6ヵ月

- **休止直後に問合せが増加したが、時間の経過とともに問合せ数が減少傾向**

※13社で休止タイミングが異なることから、休止開始日を揃えて集計したもの。6か月目は、山口放送が親局を休止したタイミング  
※総務省の相談窓口への問合せ数においても、2024年2月の58件をピークに減少傾向

### 住民・地方公共団体等へのアンケート

- 住民アンケートにおいて、「**休止を継続して支障がある**」との回答が半数以上だったのは13社中2社。その理由は、災害時の対応への懸念やAM放送以外の聴取方法が不明であることに起因するものであるため、**災害時における対応を含めた周知徹底やワイドFM対応端末の配布といった対応を事業者において行う予定**
- 地方公共団体等アンケートにおいて、「**休止を継続して支障がある**」と回答があったのは13社中4社。その理由は、周知不足に起因するものであるため、**放送内での呼びかけの徹底や住民説明会の実施といった対応を事業者において行う予定**

※総務省から14県14市町村にヒアリングを行ったところ、「支障あり」と回答したのは1件あったため、事業者に当該回答を伝達

休止に際し一定期間周知を行うことで、聴取者の認知・理解が進んでいると考えられる。**他の放送事業者においても休止を可能とするため、再度の特例措置を設けることが適当**。なお、周知に当たって災害時における対応やAM放送以外の聴取方法に重点をおいた説明が必要と考えられる。

## 経営基盤強化への影響・効果

### 「休止」による費用削減効果

※13社の中央値

### 休止によって削減された主な費用

25万円程度/年の電気料金が削減された

（参考：各社の削減額）3～240万円程度/年

（参考）廃局した場合の削減効果

| 電気料金                        | 保守費                          | 将来の設備更新費                      |
|-----------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 40万円程度/年                    | 100万円程度/年                    | 1億5000万円程度                    |
| （参考：各社の削減額）<br>10～570万円程度/年 | （参考：各社の削減額）<br>40～1500万円程度/年 | （参考：各社の削減額）<br>1000～5億500万円程度 |

※なお、休止を行った社の令和5年度の営業利益は、13社中7社が赤字

- AM局の運用「**休止**」により削減された費用は主に**電気料金**であり、その効果は**限定的**

※事業者単位であり、休止したAM局の数や規模が異なるため、削減効果には幅があると考えられる。

### 「休止」による収入（減少）への影響

- **13社中11社において影響はないとの報告**であり、影響があったと報告した事業者も休止を継続する意向

「休止」による費用削減効果は限定的であるため、**第3次取りまとめに記載のとおり、AM「中継局廃止」から段階的に取り組むことを可能とすることが適当**。

- 本検討会での議論を受けて、総務省において、AM放送及びFM放送（コミュニティ放送等を除く）を行う全基幹放送事業者に対して以下のニーズ調査を実施。
- その結果、FM放送用の周波数帯を4MHz幅を拡充することで、ニーズに対応できる見込みとなった。

## 調査の概要と結果

### (1) 調査対象

- AM放送及びFM放送（コミュニティ放送及び臨時目的の放送を除く）を行う全基幹放送事業者  
98社：日本放送協会及び97民間放送事業者  
（民間放送事業者の内訳：AM放送事業者：47社、FM放送事業者：50社）

### (2) 調査内容

- AM事業者：整備目的別（災害対策、難聴対策、放送確保対策）の中継局の整備の見込み
- FM事業者：中継局の増設の見込み
- 想定する放送区域（行政区画）、中継局の規模（100W未満、100W超～1kW未満、1kW超）

### (3) 調査期間

令和6年6月5日～7月4日

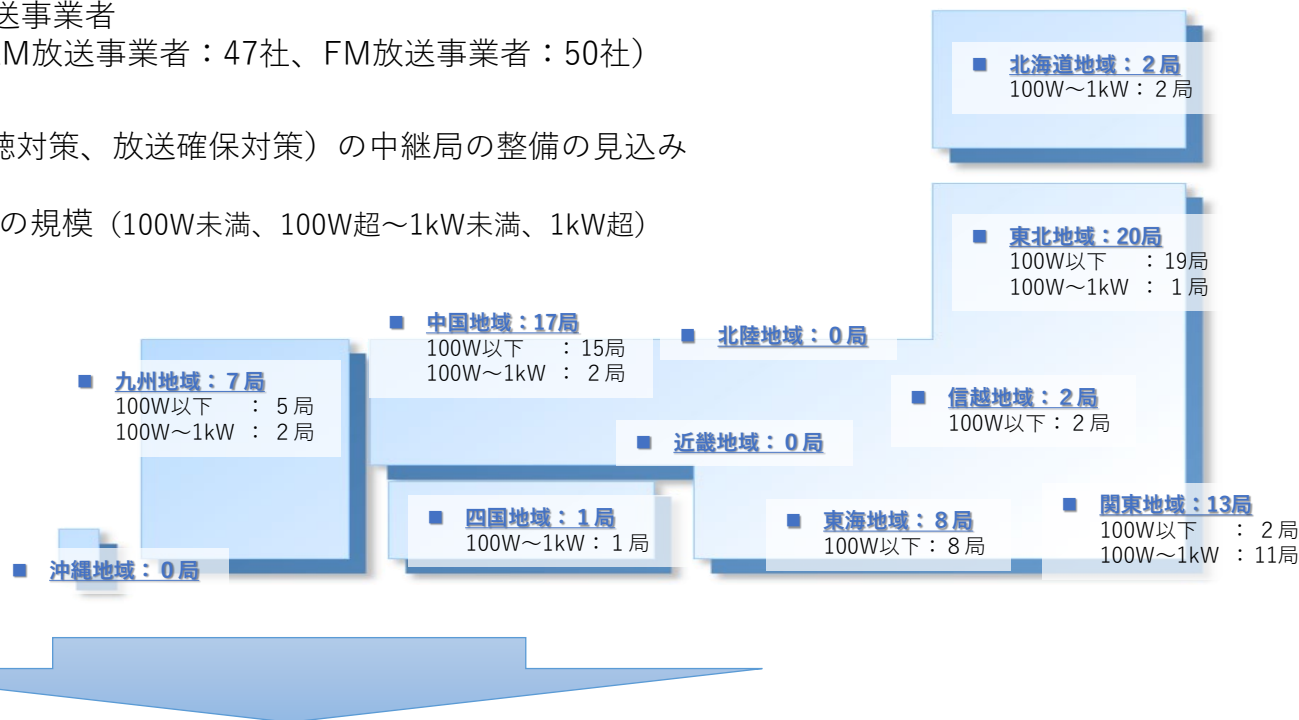
### (4) 回答状況

98社／98社（100％）

### (5) 結果概要

19社から70局の要望があった。

AM事業者（FM補完中継局）：63局  
FM事業者（中継局増設）：7局



4MHz幅があれば、需要に対応できる見込み

- 第3次取りまとめ及びニーズ調査の結果を踏まえ、「95MHzから99MHzの4MHz」を新たにFM放送用周波数とする関係法令等の改正案を策定。
- 改正案については、令和7年4月10日の電波監理審議会に諮問し、同日答申をいただき、現在は施行に向けた手続き中。

| 76～90MHz               | 90～95MHz       | 95～99MHz          | 99～108MHz |
|------------------------|----------------|-------------------|-----------|
| 県域FM放送（NHK・民放）         |                | 今回<br>拡大する<br>周波数 | 必要に応じて検討  |
| コミュニティ放送 [原則20W以下]     |                |                   |           |
| 臨時災害放送局                |                |                   |           |
|                        | 主たる<br>FM補完中継局 |                   |           |
| その他のFM補完中継局 [原則100W以下] |                |                   |           |

| 改正法令等                  | 改正内容                                 |
|------------------------|--------------------------------------|
| 無線設備規則                 | ・ 第14条第1項第6号（空中線電力の許容偏差）のFM放送用周波数を拡充 |
| 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 | ・ 別表第二号（工事設計の様式）の注3の記載例のFM放送用周波数を拡充  |
| 基幹放送用周波数使用計画           | ・ 各所に記載されているFM放送用周波数を拡充              |
| H26年総務省告示第183号         | ・ 中継局で公示期間内に申請対象となるFM放送用周波数を拡充       |



## ○NHK 稲葉会長（2024年11月20日）

選挙は国民にとって重要な政治参加の機会ですし、NHKは選挙報道を**災害報道と並ぶ公共放送の重要な業務**として位置づけています。**選挙報道を迅速に報道**することに加え、**視聴者が投票するための判断材料として、公平かつ公正な情報を提供**するという責務を果たさなければいけないと考えています。NHKが兵庫県知事選挙の投票日に行った出口調査でも、何を最も参考にしたかを聞いた結果、**SNSや動画サイトと答えた方が30%で、新聞とテレビのそれぞれ24%よりも多く、かつ40代以下の年代でその傾向が強かった**ということがあり、これは重大な事実だと思っています。今回の選挙結果や出口調査の結果を踏まえ、公共放送として果たすべき選挙報道のあり方について、**選挙期間中にはいろいろな制約がありますが、その中で視聴者に投票のために役立つ情報をどうやったらより適切に提供できるか**ということを真剣に検討していく必要があると思っています。

…（中略）…

インターネットの世界でも**誤情報・偽情報がまん延**しているということは、視聴者の皆さんも承知しているわけですが、**今回出た視聴者側のフラストレーションは、それにもかかわらず既存メディアで適切に情報提供がされていないのではないかという、不満の表明**ではないかと思います。それだけに、**視聴者の信頼を得る適切な情報を提供**することに取り組んでいくことが必要で、そういう意味では、かねてNHKとして申し上げているように、**情報空間の参照点**になるんだと。**正確、公平で公正な情報を提供**するんだということを今一度、自分自身でしっかり心に留めて仕事をしていくべきではないかと思っています。

## ○一般社団法人日本民間放送連盟 遠藤会長（当時）（2024年11月22日）

どれほどの有権者がSNS上の情報を見て、判断したのかデータがないのでお答えするのは難しいが、個人的には**一定程度、SNSの影響があった**のではないかと考えている。この問題は、会員各社の報道現場でもさまざまな議論があると思う。必要に応じて民放連の報道委員会の場などで議論してほしい。

…（中略）…

**周辺環境が変わる中で、これまでどおりの選挙報道でよいのか**といった観点で議論していく可能性はあると思う。

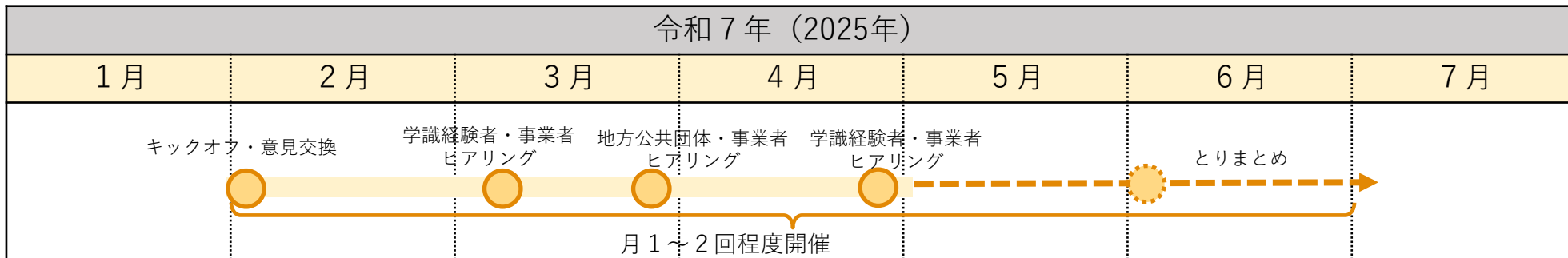
## 背景・目的

- 我が国における災害は激甚化、頻発化しており、近年でも平成28年熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震、令和2年7月熊本豪雨、令和6年能登半島地震・豪雨等の自然災害が多く発生し、これらの災害を教訓に対策がなされており、現在も昨年の能登半島地震等を踏まえた対策が順次進められている。
- 他方、令和6年8月に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が初めて発表されるなど、近い将来、南海トラフ地震をはじめ、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震といった広域大規模災害の発生も懸念されているところ、これまでの取組に加え、このような被災地域が広範囲に渡る場合を想定し、ローカル局の放送等の必要な地域情報を被災者に届けられるよう、（1）放送を維持するための方策や（2）停波した場合の代替手段の確保、（3）被災者の視聴環境の確保等について予め追加的な措置を検討しておくことが必要。
- 以上を踏まえ、今後の広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化について、関係事業者等の協力を得つつ、集中的に検討を行う。

## 検討事項

- ① 広域大規模災害を想定した放送を維持するための方策  
（例）関係機関との連携、放送ネットワークの強靱化の在り方
- ② ローカル局の放送が停波した場合の代替手段の確保  
（例）衛星放送による代替、臨時災害放送局の活用促進の在り方
- ③ 被災者の視聴環境の確保  
（例）テレビ・ラジオ等の備蓄、関係機関との連携の在り方

## スケジュール



## 【有識者】

（主査） 三友 仁志 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 教授  
 伊東 晋 東京理科大学 名誉教授  
 宇田川 真之 国立研究開発法人防災科学技術研究所 特別研究員  
 大谷 和子 株式会社日本総合研究所 執行役員法務部長  
 音 好宏 上智大学文学部 教授  
 鈴木 陽一 東北文化学園大学工学部長・知能情報システム学科 教授  
 長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク

## 【自治体】

東 良樹 高知県総合企画部デジタル政策課長  
 森川 博 熊本県益城町危機管理課 課長  
 四柳 明人 石川県地域デジタル推進課長

## 【放送関係団体】

日本放送協会  
 一般社団法人衛星放送協会  
 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟  
 一般社団法人日本民間放送連盟

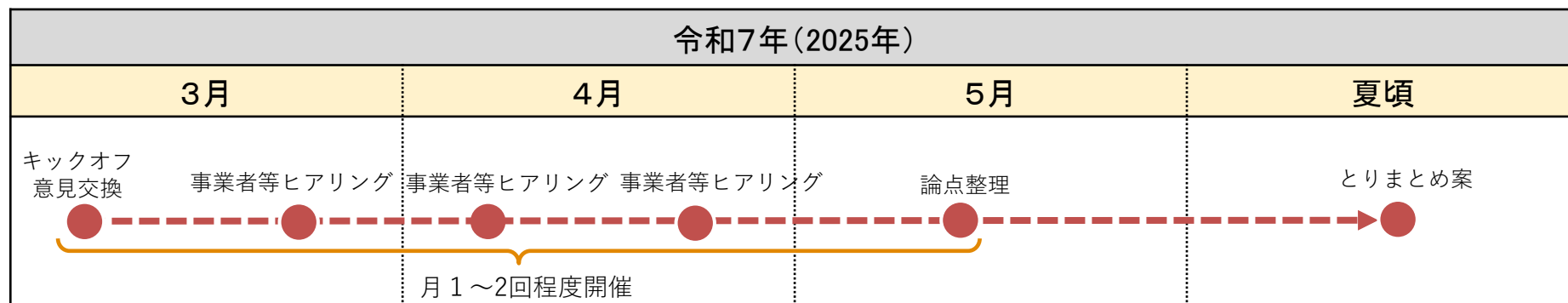
## 背景・目的

- 世界のコンテンツ市場は今後更なる成長が予測されているところ、我が国においてもコンテンツ産業を基幹産業と位置付け、戦略的に取り組むこととしている。さらに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024年改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）において策定・明記された「コンテンツ産業活性化戦略」を、政府を挙げて、官民連携により推進することとしている。
- このうち、特に放送コンテンツについては、外部環境の変化、収益構造の変化にさらされており、放送コンテンツ産業の持続的な発展に当たっては、産業競争力の確保が不可欠である。そのため、放送コンテンツ産業の更なる振興、産業競争力の強化に向け、①放送コンテンツ産業の振興に向けた課題と対応策、②官民連携の在り方等を整理し、これまで以上に官民が連携して遂行していくことが必要となっている。さらに配信コンテンツ市場が今後さらに拡大をしていく中、現状の把握、今後の振興に向けた方策についても併せて検討することが必要である。
- 上記①②について集中的に検討するため、デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会の下に開催される検討チームとして、「放送・配信コンテンツ産業戦略検討チーム」を立ち上げ、関係事業者等の協力を得つつ検討を行う。

## 検討事項（素案）

- (1) 放送・配信コンテンツ産業の振興に向けた課題と対応策
- (2) 官民連携の在り方
- (3) その他

## スケジュール（素案）



**【有識者】**

（主査） 内山 隆 青山学院大学総合文化政策学部 教授

（主査代理） 音 好宏 上智大学新聞学科 教授

大谷 和子 株式会社日本総合研究所 執行役員法務部長

久保 雅一 株式会社小学館ミュージック & デジタルエンタテインメント 代表取締役社長

クロサカ タツヤ 株式会社企 代表取締役

澤田 渉 株式会社 Brighten Consulting 代表取締役

山本 秀人 一般社団法人日本映画テレビプロデューサー協会 事務局長

**【オブザーバー】**

日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、株式会社 TBS テレビ、株式会社テレビ朝日、株式会社テレビ東京、日本テレビ放送網株式会社、株式会社フジテレビジョン、株式会社 WOWOW、株式会社 TVer、株式会社 U-NEXT、一般社団法人日本経済団体連合会、一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）、一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟（ATP）、一般社団法人日本映画製作者連盟、一般社団法人日本動画協会（AJA）、文化庁 参事官（芸術文化担当）付、経済産業省 商務・サービスグループ文化創造産業課



- 1 令和7年1月23日付けで貴社が設置した第三者委員会より、令和7年3月31日付けで貴社が受領した「調査報告書」において、  
（1）令和5年6月にフジテレビの番組の出演タレントと同社社員との間で生じた事案は、業務の延長線上における性暴力という**人権侵害行為**であると認められること。また、当時の同社の代表取締役社長らが、**コンプライアンスや経営リスク**の問題としてとらえることができず、**会社の危機管理としての対処**をせずに漫然と当該タレントの出演を継続させたこと。  
（2）令和7年1月17日に実施された同社の記者会見は、結果として社会からの大きな批判を招くとともにスポンサー離れを加速させた事実からみれば、失敗に終わった事実は明らかであること。そこには、客観的な調査を行って**ステークホルダーへの説明責任**を全うしようという意識が決定的に欠落していたこと。  
（3）経営陣の**人権意識**が低く、令和5年11月にフジ・メディア・ホールディングスが策定した人権方針について経営陣のコミットメントが不十分で社内浸透が図られず、人権方針が形ばかりのものであったこと。セクハラを中心とするハラスメントに寛容なフジテレビ全体の企業体質があり、全社的に**ハラスメント被害**が蔓延していたと認められ、その原因としてはハラスメントの適切な対処がなされず、さらに被害が生ずるという負の連鎖が繰り返されてきたからと考えられること。  
（4）取締役会による**役員指名ガバナンス**が機能不全に陥っていること。杜撰な役員指名の背景には、組織の強い**同質性・閉鎖性・硬直性と、人材の多様性**に欠如があること。  
などが示され、当省からの確認に対して、これは貴社自身の調査結果であるとの回答があった。
- 2 今回の事態は、貴社が、放送事業者及び認定放送持株会社として本来有すべき**放送の公共性や言論報道機関に係る社会的責任**に対する自覚を欠き、**広告によって成り立つ民間放送事業の存立基盤**を失いかねないばかりか、**放送に対する国民の信頼**を失墜させたものである。  
放送法は、放送事業者による自主自律を基本とする枠組みとしている。これは、放送事業者に対し、自らを律する機会を保障することにより放送法の規律が遵守されることが、放送における表現の自由を確保することになるとの考え方に基づくものである。  
今回の事態は、こうした放送事業者による自主自律を基本とする放送法の枠組みを揺るがすものであり、放送を公共の福祉に適合させ、その健全な発達を図ろうとする放送法の目的に照らし、**極めて遺憾**である。今後、**同様の事態が二度と生ずることのないよう厳重に注意**する。
- 3 さらに、かかる事態を厳粛に受け止め、放送事業者及び認定放送持株会社としての**道義的社会的責任**を自覚し、貴社から報告のあった「人権・コンプライアンスに関する対応の強化策について」において示された対応の具体化とその着実な実施等を通じて、**人権尊重、コンプライアンスやガバナンスに関する施策の実効性**を確保するとともに、**透明性をもって説明責任を果たす体制**を構築し、**国民視聴者及びスポンサー等の関係者の信頼回復**に社をあげて取り組まれることを**要請**する。特に、今回の事案をコンプライアンスや経営リスクの問題としてとらえていなかった等の調査報告書の指摘を踏まえ、**経営陣の意識改革**を強く**要請**する。
- 4 上記の強化策の具体化については、4月中に、国民視聴者及びスポンサー等の関係者に対してその内容を明らかにするとともに、当省に報告されたい。  
また、その実施状況についても、本日から3か月以内に同様にその内容を明らかにするとともに、当省に報告されたい。  
なお、再発防止に向けた取組が十分でない認められる場合には、貴社が真摯に取り組むよう必要な措置を求めることがあることを申し添える。

## 1 「テレビ離れ」の背景

- 視聴者側
- 広告主側

## 2 放送の価値・役割

- 価値・役割の本質は何か
- 現状においても十分に実現されているか
- 価値・役割に優先順位はあるか
- 実現する上で妨げとなっているものはあるか
- 将来的に必要なとされる役割は何か

## 3 産業としての放送

- 現行制度の下で、放送産業は将来的に成り立つか
- 必要な措置はあるか

## 4 現行の放送制度

- 価値・役割を実現する上で、現行の放送制度は機能しているか（環境と制度に隔たりはあるか）
- 隔たりによってもたらされるおそれのある具体的な社会課題はあるか

## 5 その他